

# 市政

## ひとり親家庭などに児童扶養手当や医療費を支給

次の方が申請することで受給できます。なお、児童扶養手当は申請月の翌月分から、医療費は原則申請日から支給さ

れますので、早めの手続きをお願いします。  
対象市内在住で、次のいずれかに該当する児童(18歳になる年の年度末まで。障害がある児童は20歳未満)を養育している方▼父母が離婚▼父か母が死亡▼父か母に重度の障害がある▼その他の理由で父母と生計を別にしてい  
る ※医療保険加入、所得制限などの条件あり 児童扶養手当の支給額(児童一人当た

りの月額)▼1人目：1万30円〜4万2千500円▼2人目：5千200円〜1万400円加算▼3人目以降：1人につき3千100円〜6千200円加算 ※支給額は3月末日現在 問合せこども支援課へ内線1536  
遺児就学援助金などを支給 交通事故や病気などの理由で、親権者の一方か双方を亡くした児童(遺児)の保護者に

援助金などを支給します。対象市内在住の義務教育課程にある遺児の保護者 支給額 遺児一人当たり月額3千円、年2回図書カード 必要書類 戸籍謄本(死亡した方と遺児、保護者の関係が分かるもの)、保護者名義の預金通帳 問合せこども支援課へ内線1536  
高等職業訓練促進給付金を支給 国家資格などを取得するための養成機関に修学している方に給付金を支給します。対象市内在住のひとり親家庭の父母で、修学期間が1年以上の資格取得養成機関に修学しているか、する方 対象資格看護師(准看護師)、介護福祉士、歯科衛生士など 支給額▼非課税世帯：月額10万円 ▼課税世帯：月額7万5000円 支給期間 修学中のうち3年間 ※所得制限あり。事前の相談が必要 問合せこども支援課へ内線1536  
自立支援教育訓練給付金を支給 就業に結びつく指定教育訓練講座を受講し、修了した方に給付金を支給します。対象市内在住のひとり親家庭

**サクラの外來害虫「クビアカツヤカミキリ」を見つけたらご連絡を**

クビアカツヤカミキリは、サクラなどの樹木に寄生し、枯死させるなどの被害を及ぼす特定外來生物です。このカミキリを見つけたら、速やかに捕殺し、環境課へご連絡ください。クビアカツヤカミキリの情報はホームページに掲載しています。

問合せ環境課へ内線3671



体長 2~4cm 程度

※首(丸で囲われた部分)が赤色であることが特徴  
出典：埼玉県環境科学国際センター

## 高額医療・高額介護合算療養費制度

この制度は医療保険と介護保険の両方を利用している世帯の負担を軽減する制度です。

支給対象者には、3月中旬に申請書を送付しますので、お手元に届いた方は、保険年金課へ申請してください。

ただし、平成29年8月〜30年7月に他市町村から転入された方やほかの医療保険から後期高齢者医療制度に移られた方には、申請書が届かない場合があります。

なお、下記の支給要件を満たし、変更前の保険者が交付した「自己負担額証明書」を添付して申請すると支給されることがあります。

### ▶支給要件・支給額

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が1年間(8月1日〜翌年7月31日)に支払った医療費と介護保険サービスの利用料の合計額が、下表の自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。

所得区分	自己負担限度額
① 現役並み所得者(被保険者証の負担割合が3割の方)	67万円
② 一般所得者(①、③、④以外の方)	56万円
③ 低所得者Ⅱ(世帯員全員が市民税非課税の方)	31万円
④ 低所得者Ⅰ(③のうち世帯員全員の所得が0円【年金所得は控除額を80万円として計算】の方)	19万円

※自己負担限度額は、医療費と介護保険サービス料の合算額です。自己負担額には、食費・差額ベッド代などは含まれません

問合せ保険年金課へ内線1575

## 公共施設予約サービス用ロビー端末を廃止

公民館などの公共施設に設置している公共施設予約サービス用ロビー端末は、3月31日(日)で廃止します。今後は、ご自身のパソコンやスマートフォンなどから利用の申し込みをしていただくか、公民館など

に設置してあるマイナポータル用端末をご利用ください。問合せ情報政策課へ内線5751

## 市有地を入札方式で公売

所在地 鶴ノ木4689番3、同4746番7 地目宅地面積499.75平方メートル用途地域第一種中高層住居専用地域 最低売却価格4千837万5千800円 入札日時3月28日(木)、10時 入札場所市役所地下1階入札室 ※入札に必要な書類などは、ホームページからも確認できます 入札参加申込み3月15日(金)〜20日(水)、9時〜12時と13時〜16時(土・日曜日を除く)に財産管理課へ内線3554

## 水質検査計画を公表

市では、水道水が水質基準に適合していることを確認するための水質検査計画を、毎年度策定しています。31年度の内容は水道施設課とホームページでご覧いただけます。問合せ同課へ内線2336

## 4月1日から下水道使用料を改定します

市は、30年4月から下水道使用料を2段階に分けて改定しています。31年4月に以下のとおり第2段階目の改定をします。ご理解とご協力をお願いします。



### 下水道使用料料金表(2か月当たり。税抜き)

区分	改定前 30年4月1日〜31年3月31日		改定後 31年4月1日〜	
	基本使用料		1,200円	
従量使用料(1㎡当たり)	20㎡までの分	6円	12円	12円
	20㎡を超え40㎡まで	77円	85円	85円
	40㎡を超え60㎡まで	87円	95円	95円
	60㎡を超え200㎡まで	110円	120円	120円
	200㎡を超え1,000㎡まで	130円	140円	140円
	1,000㎡を超え2,000㎡まで	157円	170円	170円
	2,000㎡を超える分	185円	200円	200円

問合せ経営課へ内線2723

## 児童・生徒の介助員を募集しています

教育指導課へ内線5653

狭山グリーンテイスタッフ 茶娘衣装などを着用、イベントでの湯茶接待や狭山茶のPRをします。活動は31年度内の10日程度(日曜日、祝日を含む)です。対象市内在住・在勤・在学で18歳以上(平成31年4月1日現在)

在、高校生を除くで4月29日(祝)開催予定の「狭山新茶と花いっぱいまつり」に参加できる方 募集人員3〜5名(選考あり。選ばれた方には旅行券を贈呈) 申込み3月28日(木)必着で、応募用紙(農業振興課に用意。ホームページからもダウンロード可)に写真を貼って、持参か郵送で同課内 狭山市茶業協会事務局へ内線2532

情報ガイド

## 募集(職員・ボランティアなど)



## 市税 Q&A



**Q 原付バイク、自動二輪車、軽自動車などの税金(軽自動車税)は、いつの時点で所有していると課税されますか**

**A 軽自動車税は、4月1日現在の所有者に1年分が課税されます。使用していなくても、所有していると課税の対象となりますので、廃車に伴う登録の抹消や名義変更の手続きなどは、4月1日(月)までにお済ませください。**

なお、原付バイクを「一時的に使用しない」という理由での廃車はできません。

問合せ▶原動機付自転車・小型特殊自動車…市民税課へ内線1096 ▶125cc超の二輪車…埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所へ☎050-5540-2029 ▶軽自動車…軽自動車検査協会所沢支所へ☎050-3816-3111

の父母 対象講座 雇用保険制度の指定教育訓練講座(医療事務、介護福祉士初任者研修など) 支給額 受講料の6割(雇用保険法による一般教育訓練給付金対象者はその額を除く) ※所得制限などの条件あり。事前の相談が必要 問合せこども支援課へ内線1536